

武蔵村山市地域公共交通計画策定支援業務委託
仕様書

令和6年4月

武蔵村山市 都市整備部 交通企画・モノレール推進課

(適用)

第1条 本仕様書は、武蔵村山市（以下「甲」という）が受託者（以下「乙」という。）に委託する「武蔵村山市地域公共交通計画策定支援業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

(目的)

第2条 本業務は、地域の現状や住民の移動ニーズについて調査・分析を行い、まちづくりの変化にも対応しながら、甲にとって望ましい地域公共交通の姿を明らかにするとともに、歩いて暮らせるまちづくりと持続可能な公共交通の構築を目指し、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第5条に規定する「地域公共交通計画」を策定するため、必要な調査及び策定の支援を行うことを目的とする。

(対象区域)

第3条 本業務の対象区域は、武蔵村山市全域とする。

(法令等の遵守)

第4条 本業務の実施に当たっては、本仕様書のほか企画提案、国、都、甲の各種計画書、関係法令及び諸規則等に基づき行うこと。

(関係書類の提出)

第5条 乙は、本業務の契約締結後、速やかに本業務に着手するものとし、着手に当たっては、次の書類を甲に提出し、承諾を受けること。

- (1) 業務着手届
- (2) 主任技術者等選任届
- (3) 業務計画書

(履行期限)

第6条 契約締結の翌日から令和8年3月31日（火）までとする。

(納品場所)

第7条 武蔵村山市本町一丁目1番地の1 武蔵村山市都市整備部交通企画・モノレール推進課とする。

(業務内容)

第8条 業務の内容は次のとおりとする。また、各項目の検討・資料作成に当たっては、これまでの業務経験や技術を活かして、各種データやGIS等を有効に活用し、簡潔明瞭で分かりやすい資料構成とし、多摩都市モノレールの延伸や各種事業を十分に考慮の上、検討を行うものとする。

【令和6年度における業務内容】

※各年度の業務項目の割り振りは提案を妨げるものではない。

(1) 計画準備

本業務を効率的に実施するため、業務の目的、内容等を的確に把握した上で、計画を立案するとともに、業務計画書を作成し、甲の承認を得ること。

(2) 上位計画等の整理

ア 国や都、甲が定めた上位・関連計画を確認・整理し、公共交通に求められる役割を整理すること。
イ 公共交通等に関連する社会動向や地域ニーズ、新たな技術の状況について把握・整理すること。

(3) 地域の現況及び課題の整理

ア 地形、人口や施設の分布、公共交通の運行状況など基礎的な情報を把握・整理すること。
イ 民間路線バス、コミュニティバス、タクシー、シェアサイクル等のサービスや利用状況等、公共交通の現況について把握・整理すること。

利用状況調査は、携帯 GPS データ、パーソントリップなどのビックデータを活用した企画提案を行うなど、甲と協議し適切な手法をもって調査分析をすること。

ウ 過年度の調査検討結果及びバス事業者等との意見交換の結果を踏まえ、駅前広場整備に関する課題について整理し、その対策について検討すること。

(4) 市民ニーズ調査

武蔵村山市民（以下「市民」という。）及び利用者を対象に、移動実態や公共交通の利用状況、今後の公共交通のあり方や要望などの意見を把握するためのアンケート調査を実施し、集計分析を行うこと。アンケートの対象及び配布数、甲乙の役割区分は次のとおりとし、区分に応じて費用負担する。

調査内容は、甲乙が協議して決定することとし、アンケート回収方法は、郵送及びインターネットを併用するものとする。なお、対象者毎のアンケート回収率が40%未満の場合は、乙は、御礼（督促）通知を発送し、回収率の向上に努めるものとする。

ア 市民アンケート対象者とアンケート配布数

居住地域を考慮した無作為抽出 2,000票

イ 利用者アンケート（計900票（各交通手段の配布数内訳は甲乙協議し、決定する。））

- ・路線バス利用者
- ・コミュニティバス利用者
- ・むらタク利用者

区 分	甲	乙
アンケート印刷		○
配布先抽出・宛名リスト作成	○	
アンケート回収封筒作成		○
アンケート発送・回収		○
御礼（督促）通知		○

(5) 事業者ヒアリング

武蔵村山市内の地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第2条第2項に規定する公共交通事業者等（バス、タクシー等）を対象に、現在の地域公共交通の利用状況や課題、利用者からの意見、事業の将来ビジョン等を把握するためのヒアリングを実施すること。

(6) 地域公共交通計画の基本方針の検討・整理

地域の課題及び甲の上位計画や「多摩都市モノレール箱根ヶ崎方面延伸を見据えた公共交通の基本方針（令和6年3月）」等を踏まえ、地域公共交通に求められる役割や地域公共交通があるべき姿（基本方針）を検討し整理する。

(7) 計画目標の設定

調査結果や整理した課題等を踏まえ、武蔵村山市における今後の地域公共交通の計画目標を設定する。目標設定に当たっては、達成状況の客観的評価が可能となるよう数値目標、目標値などを設定すること。

(8) 地域公共交通会議支援等

乙は、武蔵村山市地域公共交通会議及び庁内検討委員会の開催支援として会議に出席するとともに資料作成及び印刷、議事録等の作成を行うこと。なお、会議の実施回数は計8回程度とする。

(9) 打合せ

本業務を円滑に進めるため、年度ごとに業務着手時、中間打合わせ（3回）、成果品作成時を基本として、協議を実施すること。なお、乙は、打合せ協議後、速やかに議事録を作成し甲に提出すること。

(10) 業務報告書の作成

令和6年度の業務における調査・検討内容及び会議の開催結果等を業務報告書として取りまとめること。

(11) その他（第二次審査で提案した内容）

乙は、第二次審査で提案した内容の実施に当たり、甲の意見を聴取すること。

【令和7年度における業務内容】

※各年度の業務項目の割り振りは提案を妨げるものではない。

(12) 地域公共交通に関する施策・事業の検討

現状の把握・課題分析、方針や計画目標検討の結果を踏まえ、目標を実現するための各種施策の検討、提案を行うこと。（これまでの取組みや、新たな技術の活用を含めた事業の検討、提案）。

(13) 地域公共交通計画（素案）の作成

実施した調査や検討結果を基に、武蔵村山市地域公共交通計画（素案）（以下「計画素案」という。）の作成を行うこと。

(14) パブリックコメント開催支援

甲は、計画素案について、広く住民等へ周知し、意見を募るため、パブリックコメント及び説明会を実施する。乙は、説明会（2回開催予定）へ出席するとともに、説明会用資料を作成（パワーポイント）し、配布資料の印刷等を行うこと。

(15) 地域公共交通会議支援等

乙は、武蔵村山市地域公共交通会議及び庁内検討委員会の開催支援として会議に出席するとともに資料作成及び印刷、議事録等の作成を行うこと。なお、会議の実施回数は計8回程度とする。

(16) 計画書の取りまとめ

乙は、本業務内容に基づく、調査・検討・パブリックコメント・地域公共交通会議の結果等を踏まえ、計画書として取りまとめること。また、市民等へのわかりやすい周知等を目的としたパンフレット（概要版）（A4サイズで6～8ページ）を作成すること。

内容の取りまとめに当たっては、イメージ図や、イラスト、写真などを作成使用し、わかりやすい資料作成を行うこと。

(17) 打合せ協議

本業務を円滑に進めるため、年度ごとに業務着手時、中間打合わせ（3回）、成果品作成時を基本として、協議を実施すること。なお、乙は、打合せ協議後、速やかに議事録を作成し甲に提出すること。

(18) 報告書作成

2か年に渡って行った検討について総括し、業務報告書として取りまとめること。

(19) その他（第二次審査で提案した内容）

乙は、第二次審査で提案した内容の実施に当たり、甲の意見を聴取すること。

（資料の貸与等）

第9条 本業務の遂行に必要な関連資料について、乙は、甲所有のものについては甲から貸与を受け、乙の責任により管理し、破損、紛失、盗難等のないよう十分留意し、検査完了後速やかに甲へ返却することとする。

2 乙は、資料の貸与及び返却に際し、その旨を明記した証を甲に提出することとする。

（明示なき事項）

第10条 本仕様書に明示なき事項又は疑義を生じた場合は、甲乙協議の上、甲の指示に従い業務を遂行しなければならない。

（秘密の保持）

第11条 乙は、本業務上知り得た行政及び個人の情報にかかわる秘密を一切他に漏らしてはならない。

（損害補償及び契約不適合責任）

第12条 本業務中に第三者に与えた損害等は、全て乙の負担とする。また、業務完了後に過失又は疎漏に起因する不良箇所が発見された場合には、甲の指示する修正、補足その他必要な作業を乙の負担において行うものとする。

（検査及び完了）

第13条 本業務では、初年度終了時に中間検査を実施し、全工程終了時に完成検査を行うものとする。

なお、甲が必要と認めた場合は、随時中間検査を行うものとする。

本業務は、完了届、納品書とともに成果品を提出し、甲による検査の合格をもって完了とする。また、本業務の完了後であっても、契約の内容に適合していない成果品等が確認された場合には、乙は速やかに修正、補足等を行い、その結果について甲の確認を受けるものとする。

(個人情報の保護)

第14条 本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報等の取扱いに関する特記仕様書」を遵守しなければならない。

また、市民等の個人情報を取り扱う作業の実施に当たっては、これらの取扱いについて、十分な体制を整えなければならないものとし、乙は一般財団法人日本情報経済社会推進協会が情報セキュリティ規格として認定している「プライバシーマーク」について、その登録証の写しを、または、ISO27000シリーズに基づく（ISMS 認証）適合評価制度における認証を受けていることの証明の写しを業務計画書に添付し、甲の承諾を得なければならないものとする。

(環境により良い自動車の利用)

第15条 乙が、本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守する。

- (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

(成果品)

第16条 本業務の成果品は次のとおりとする。成果品の著作権はすべて甲に帰属するものとし、乙は、甲の承認を得ずに他に公表・譲渡・貸与または使用してはならない。

なお、納品日は、各年度の3月18日とする。

【令和6年度成果品】

- (1) 中間報告書（パイプファイル綴じ） 1部
- (2) その他参考資料等及び原稿データ類 一式

【令和7年度成果品】

- (1) 報告書（パイプファイル綴じ） 1部
- (2) その他参考資料等及び原稿データ類 一式
- (3) 武蔵村山市地域公共交通計画 本編 カラー印刷 200部
- (4) 武蔵村山市地域公共交通計画 概要版 カラー印刷 200部